

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針について

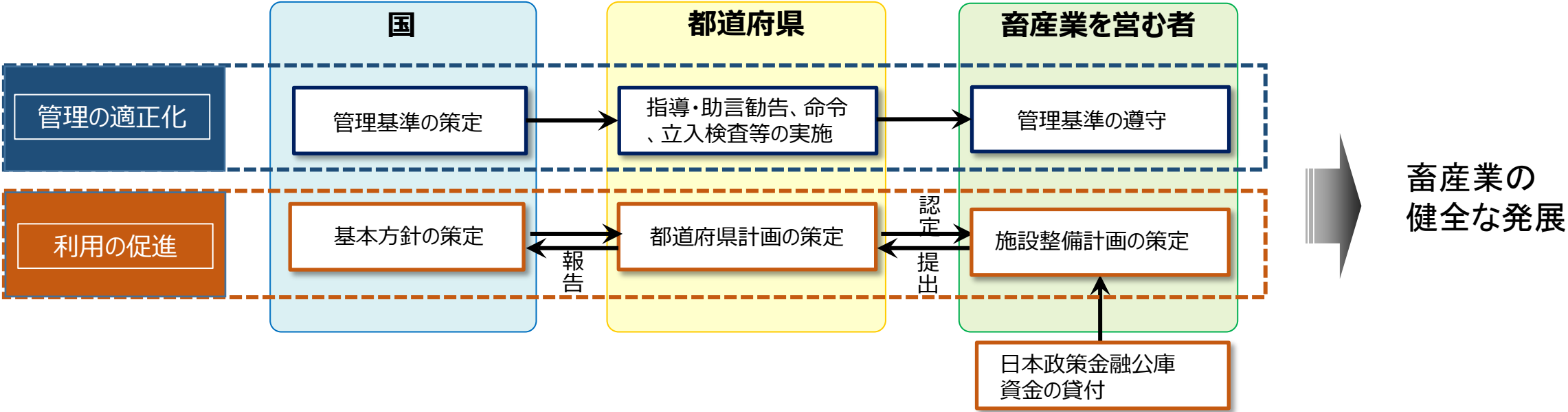
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

目的（第1条）

この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする。

概要

- ✓ 平成11年に成立、平成16年から本格施行。
- ✓ 家畜排せつ物の管理の適正化について、畜産業を営む者（小規模農家を除く）に対し、国が策定する管理基準を遵守することを義務付け、指導・助言等は都道府県が実施。
- ✓ 利用の促進については、国は基本方針を、各県は都道府県計画を策定する。畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備計画の策定・認定を経て、日本政策金融公庫からの資金の貸付けを受けることが可能。



家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（法律上の位置づけ）

■ 家畜排せつ物法上の基本方針の位置付け

（基本方針）

第七条 農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向
- 二 処理高度化施設（送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。）の整備に関する目標の設定に関する事項
- 三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項
- 四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県計画）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県計画においては、整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標を定めるものとする。

3 都道府県計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 家畜排せつ物の利用の目標
- 二 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項
- 三 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（現行）

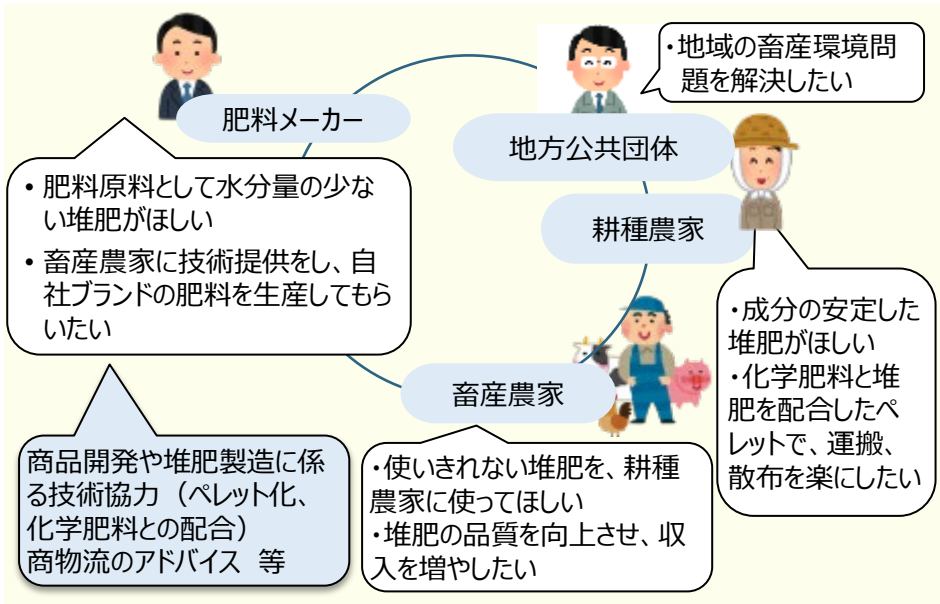
- ・ 家畜排せつ物法に基づき、家畜排せつ物の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、農林水産大臣が「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（以下「基本方針」）」を策定。
- ・ 現在の基本方針は、令和12年度を目標として、①耕種農家のニーズへの対応を通じた堆肥の利用拡大、②堆肥利用が困難な場合のエネルギー利用の推進、③環境規制や大規模化を踏まえた畜産環境問題への適切な対応をポイントとして令和2年に策定。

1

堆肥の利用拡大

家畜排せつ物は、資源循環のため、堆肥化して耕地に還元

- ・ 持続的かつ循環的な農畜産業の実現のため、まずは畜産農家が堆肥を活用して自給飼料を生産することが重要
- ・ 堆肥の完熟化や化学肥料との配合等で耕種農家のニーズへ対応
- ・ ペレット化による広域流通、施肥作業の軽減
- ・ 堆肥の加工や輸送に関し、知見がある肥料メーカーと協力

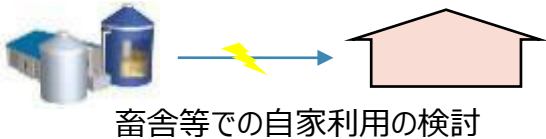


2

家畜排せつ物のエネルギー利用の推進

家畜排せつ物の堆肥化が難しい場合はエネルギー利用も有効

- ・ 収益性や電力系統の状況、地域活用電源としての方向性も見極めた上で、固定価格買取制度等を活用
- ・ 電力系統の課題を踏まえたエネルギーの地産地消等の新たな経営モデルを確立



3

畜産環境問題への対応

家畜排せつ物の処理は畜産農家が自らの責任において行うべきもの

- ・ 家畜排せつ物の適切な処理は事業者の責務であるとの意識を浸透
- ・ 修繕や更新のための費用を計画的に経営内に留保し、適切な再投資を確保
- ・ 堆肥舎や污水处理施設の長寿命化や共同利用の家畜排せつ物処理施設を整備
- ・ 悪臭低減に有効な適切な堆肥化を推進
- ・ 污水处理や脱臭のための施設・機械を整備
- ・ 地域住民も参加して問題解決に取り組む体制を構築

